

報告第 16 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(建設部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 7 年 8 月 7 日
	相 手 方	新城市在住の 2 0 代女性
	損害賠償の額	4 6 , 0 9 0 円
	概 要	令和 7 年 2 月 2 7 日午後 5 時 1 分頃、豊川市末広通 1 丁目 4 2 番地先の市道において、相手方の運転する自動車が路面から突出したマンホールの蓋に接触し、当該自動車の一部が破損した。